

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和 8 年 1 月 15 日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 32 号

工事請負契約の変更について

令和 6 年 2 月熊本県議会定例会において議決された鹿児島本線大野下・玉名間 169 k 352 m 付近境川橋梁（仮称）新設工事請負契約のうち、工期「契約締結の日から令和 7 年 10 月 31 日まで」を「契約締結の日から令和 7 年 12 月 24 日まで」に変更することとする。

令和 7 年 10 月 30 日専決

熊本県知事 木 村 敬

専第 33 号

工事請負契約の変更について

令和 6 年 2 月熊本県議会定例会において議決された鹿児島本線大野下・玉名間 169 k 352 m 付近境川橋梁（仮称）新設工事請負契約のうち、契約金額「741,052,000 円」を「743,780,691 円」に変更することとする。

令和 7 年 12 月 19 日専決

熊本県知事 木 村 敬